

「山江村石蔵活用拠点施設設計業務委託公募型プロポーザル」

参加表明及び実施要項等に関する質問書への回答について

受付期間：令和7年1月29日（水）～令和7年2月10日（月）

参加表明及び実施要項等に関する質問について、以下のとおり回答します。

番号	質問	回答	備考
1	契約済みで実施中の案件は対象になりますでしょうか？	・対象になります。	実施要項 P1、2
2	前職の実績はNGでしょうか？ 事務所としての実績の認識でしょうか？	・原則として、一級建築士事務所としての実績を求めています。ただし、提出者である一級建築士事務所の管理建築士が、他の建築士事務所において、実施要項第4（5）に掲げる公共建築の基本設計又は実施設計に管理技術者等の業務を総括する立場で携わった実績がある場合は、これを実績とすることを可能とします。	実施要項 P1、2
3	(2)九州内に本店又は支店を有していること。とありますが、鹿児島市にサテライトオフィスを有しており、本業務に取り組むうえで確実に遂行できる体制を構築できます。(現在も山江村近隣で業務に取り組んでおります)九州圏内での納税証明書や、支店(営業所)登記が必要な条件でしょうか。	・「九州内に本店又は支店を有していること。」は、当該本店又は支店で、村との設計業務委託契約が締結できることを目的として設けた要件です。したがって、御質問にあるサテライトオフィスが、参加資格要件を満足し、村との間で契約を締結できるのであれば、サテライトオフィスが参加することは可能です。	実施要項 P1
4	建築物の施設における床面積の増減は、提案段階において多少の増減は可能か。	・各施設において、床面積の多少の増減は可能です。	仕様書 P2
5	トイレやコミュニティルーム等、外部からの24時間利用を想定して開放すべき施設はあるか。 トイレの衛生器具の数の指定などはあるか。	・災害時等を除き、24時間利用を想定して開放する施設はありません。 ・トイレの衛生器具の数の指定はありません。	仕様書 P2
6	池の水質はどの程度か。(人が触れても問題ない程度など) 池の改修(拡張等)は可能か。	・水質検査等は実施しておりませんが、湧水を利用しており人が触れても問題ない水質です。 ・池の改修(拡張等)は可能ですが、「商業・にぎわいゾーン」内で提案してください。	仕様書 P2

7	二の蔵の利活用に際して、照明の導入やベンチの設置などの改修は可能か。	・二ノ蔵の利活用のための改修の提案は可能です。	仕様書 P2
8	敷地の地盤ほどの程度か。(近隣の地盤データはあるか等)	・敷地内で地質調査を実施済みです。 ・山江村ホームページに、追加資料として「参考資料8 ボーリング柱状図等」を掲載しています。	仕様書 P1
9	「延べ面積 100 m ² 以上の公共建築の基本設計又は実施設計」に全面的な外壁及び防水改修、全面的な空調改修等の改修設計も参加資格要件の対象となると考えて宜しいでしょうか。	・対象となります。	実施要項 P1、2
10	共同企業体（構成員）の実務経験も参加資格要件の対象となると考えて宜しいでしょうか。	・対象となります。代表者又は構成員としての記載がある契約書又はこれに類するものを添付してください。	実施要項 P1、2
11	石蔵に使用されている石の種類は何でしょうか。(例：花崗岩・安山岩等)	・石の種類は不明です。	別添資料 8
12	一～四の蔵の写真があり、選果場内には解体石材が置かれており、資料 9 には夫々の平面、資料 10 には二の蔵と思える平面図が提示されています。選果場内の石材は二の蔵全材と、他の蔵の解体材全てとの理解で宜しいでしょうか。	・選果場内に保管している石材は、一～四ノ蔵全ての解体材です。	別添資料 8
13	「別添資料 10 平面図」について、これは二の蔵の図でしょうか。尚、土台と屋根に N-1～N-10 迄、同じ記号・番号の石があります。	・「別添資料 10 石蔵解体図面」は、石蔵解体移転工事施工時の二ノ蔵の解体図面です。	別添資料 10
14	石蔵の過去用途は何でしょうか。	・石蔵の過去の用途は不明です。	
15	にぎわいゾーン内に現存する池の形態を少々修正する事は可能でしょうか。	・池の形態の修正は可能ですが、「商業・にぎわいゾーン」内で提案してください。	別添資料 5 別添資料 6
16	計画地には多くの樹木が見受けられますが、これらの撤去等は本設計外との理解で宜しいでしょうか。	・樹木の撤去等は本設計外です。	別添資料 5
17	設計委託料及び概算工事費の提案書への記載は、各々一式表記（内訳不要）で宜しいでしょうか。	・各々一式表記でお願いします。内訳は不要です。	様式集 様式 3-2③
18	内訳書、見積書等、積算根拠資料一式は概算工事費の付属書類という理解で宜しいでしょうか。	・内訳書、見積書、積算根拠資料一式等は、設計業務完了時の成果品です。	仕様書 P3

19	親会社の熊本支店主体で申請しグループ企業（一級建築士事務所登録）の再委託想定では、参加は可能でしょうか。	<ul style="list-style-type: none"> 御質問にある熊本支店そのものが参加資格要件を満足しなければ、参加はできません。 	実施要項 P1
20	買取型事業の場合は公共建築の実績とみなして良いか。以前県のプロポーザルでは「可」となっている。 上記が「可」ならば買取型プロポーザルでは契約書が存在しない。協定書はその代わりになるか。 若しくは確認申請書や検査済証は代わりになるか。	<ul style="list-style-type: none"> 御質問の買取型事業によって整備された公共建築の買主が、国、都道府県又は市町村であれば、公共建築の実績とみなすことができます。 協定書、確認申請書又は検査済証（以下、「協定書等」という。）によって、村が公共建築の基本設計又は実施設計の実務経験を有することを判断できるのであれば、協定書等は契約書の代わりとなります。 	実施要項 P1
21	球磨川水系山田川洪水浸水想定区域内ということですが、洪水対策は考慮する必要がありますでしょうか。	<ul style="list-style-type: none"> 村が事前に施工する造成工事（盛土等）により対策済みです。 	仕様書 P1
22	「事業費の低減」の要望がございますが、プロポーザルでの評点への影響はありますでしょうか。	<ul style="list-style-type: none"> 評点への影響はありません。 	仕様書 P4
23	設計委託料の上限の記載がありますが、それ以下の場合に提示額は評点への影響はありますでしょうか。	<ul style="list-style-type: none"> 評点への影響はありません。 	実施要項 P1
24	確認申請についてはこの業務での対応となりますでしょうか。 その場合、確認済み証の取得期限について御教示お願いいたします。	<ul style="list-style-type: none"> 建築確認申請の手続きは、本業務に含みません。 建設工事の着工が令和8年5月1日にできるように確認済証を取得してください。 	仕様書 P3
25	石材の利活用について、すべての石材を使用しなければならないのでしょうか。	<ul style="list-style-type: none"> すべての石材を使用する必要はありません。 	仕様書 P2
26	事務所・カフェ・直売所の職員の人数を御教示お願いいたします。	<ul style="list-style-type: none"> 現時点で各施設の運営者は決まっています。 	仕様書 P2
27	建設する建築物は全て「商業・にぎわいゾーン」内、駐車場は「コミュニティゾーン」内にそれぞれ計画することが必須となりますか。	<ul style="list-style-type: none"> 建築物は「商業・にぎわいゾーン」内に、駐車場は「コミュニティゾーン」内に計画してください。 	仕様書 P2
28	「商業・にぎわいゾーン」と「コミュニティゾーン」の境界線（エリア分け）の位置は多少の変動がある提案でも許容されるのでしょうか。	<ul style="list-style-type: none"> 「商業・にぎわいゾーン」と「コミュニティゾーン」の境界線の変動は、「仕様書・第2 計画条件」に示す各条件を満たしていれば提案可能です。 	仕様書 P2

		す。	
29	(設計段階の想定として) 石蔵や石の利活用について、施工や労務に関する技術・助言や相談について、地元の施工会社さま(または地元の石材加工・施工に対する知見のある方)を設計段階で紹介を頂く事は可能なのでしょうか。	・村から特定の施工会社等を紹介することはできません。	仕様書 P2
30	地盤改良は事業費に含まないとありますが、建物の設計に際して、建物本体のための地盤調査はどのように考えておけばよいのでしょうか。(業務における要否および費用の考え方)	・敷地内で地質調査を実施済みです。 ・山江村ホームページに、追加資料として「参考資料8 ボーリング柱状図等」を掲載しています。	仕様書 P4
31	建築確認などの申請業務は、本業務においては別途と考えてよいでしょうか。	・建築確認申請の手続きは、本業務に含みません。	仕様書 P3
32	当該敷地は下水道処理区域内でしょうか。(浄化槽の要否確認)	・農業集落排水区域内であり、浄化槽の設置は不要です。	仕様書 P1
33	パートナー企業を選定されており、公設民営の方針を示されていますが、①事務室を使用する施設管理者、②カフェ運営者、③ショップ運営者等、それぞれの対象者及び施設運営方法をご教示ください。また6次化ゾーンの事業対象者はやまえ堂様に決定していると解釈してよろしいでしょうか。その場合、今回提案の直売所とは別にショップも整備されるのでしょうか。機能が重複しないかなど具体的内容をご教示ください。	・現時点で①～③の対象者及び施設運営方法は決まっています。 ・6次化ゾーンでは、パートナー企業であるやまえ堂が、加工施設やショップ等の整備を予定しています。 ・村が整備する直売所は、村内産の農林水産物等を中心とした販売施設、パートナー企業が整備するショップは、自社で製造した栗加工品等の販売施設となることを想定しています。	参考資料1 仕様書 P2
34	かつて池はどのように利用されていたかご教示ください。	・当初は、地域の防火用水利として整備されたものです。	仕様書 P2
35	石蔵の復元は事業費に含むとありますが、費用産出には専門業者による調査見積が必要と思われ、可能であれば地元業者の協力で復元を図りたいと考えております。解体された業者の概算金額等、目安となるものはございますか。	・石蔵の復元の概算事業費は、「参考資料1・P19」に記載されております。	仕様書 P3
36	建築担当者を二級建築士として差し支えないでしょうか。(二級建築士取得後)	・建築担当者を二級建築士として差し支えありません。一級建築士と比較し	様式集 様式2-2②

	<p>26年。国交省告示第8号 技術者区分は理事・技師長)</p> <p>その場合、一級建築士と比較して評価が下がることはありますか。</p>	<p>て評価が下がることはありません。</p> <p>なお、建築士法第3条第1項第3号に「鉄骨造の建築物で延べ面積が300㎡を超えるものは、一級建築士でなければ、その設計をしてはならない」とありますので、配置予定技術者のうち総括を担当される者は、一級建築士であることを想定しています。</p>	
--	---	--	--